

広島市障害者計画〔2024－2029〕 骨子案

資料2

基本理念	基本的視点	施策の柱	施策項目
<p>障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。</p>	<p>1 <u>障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けて、社会のあらゆる場面のアクセシビリティを向上させるとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進する。</u></p>	<p>虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進</p>	<p>虐待の防止と差別の解消の推進 あらゆる障害や障害者についての理解の促進 障害者と市民が主体となる活動等の支援と交流の促進</p>
	<p>2 <u>障害者のライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点における、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を受けつつ、安心して自立した生活ができる環境や支援体制を整備する。</u></p>	<p>安全・安心な生活環境整備の推進</p>	<p>外出しやすいまちづくりの推進 安心して暮らせる住まいの確保の支援 防災・防犯等の対策と災害時支援体制の推進</p>
	<p>3 障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。</p>	<p>相談支援の充実</p>	<p>切れ目のない相談支援体制の整備・充実 権利や財産を守る取組の推進</p>
		<p>地域生活支援の充実</p>	<p>福祉サービスの必要な量と質の確保 保健・医療・リハビリテーションの充実 支援を担う人材の確保 情報・コミュニケーション支援の充実</p>
		<p>発達支援と教育の充実</p>	<p>総合的な発達支援の充実 自立に向けた教育の充実</p>
		<p>活躍支援の充実</p>	<p>スポーツ・文化芸術活動の促進 総合的な就労支援の充実 障害者雇用の拡大・定着</p>

広島市障害者計画〔2024－2029〕 骨子案の概要

1 計画の位置付け等

1 計画の位置付け

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、第6次広島市基本計画の障害福祉分野に関する部門計画

2 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

3 計画の内容

国の「障害者基本計画」を踏まえるとともに、今年改定される本計画の上位計画である広島市地域共生社会実現計画等との整合性を保ちながら、広島市の障害者施策の総合的な計画として策定

2 計画の基本理念

【現行】

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。

【検討】

第6次広島市基本計画を踏まえるとともに、障害者、高齢者、子どもなど世代や背景の異なる全ての人々が、主体的に人と人とのつながりを育むことにより、暮らしにおける安心感や生きがい、さらには地域の豊かさを共に生み出す「地域共生社会」の実現を目指した、現行計画の基本理念を踏襲する。

広島市障害者計画〔2024－2029〕 骨子案の概要

3 計画の基本的視点

【現行】

- 1 障害者が、障害の有無によって分け隔てられることのないよう、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進する。
- 2 障害者のライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点において自立して暮らせるよう、地域包括ケアの体制整備を見据えて支援を充実する。
- 3 障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。

【検討】

国の第5次障害者基本計画の基本原則及び横断的視点や広島県の障害者計画の考え方、第6次広島市基本計画の基本方針、現行計画の施策の推進状況や課題等を踏まえ、現行計画と同様に基本理念実現のために全ての施策に共通する3つの視点を掲げる。

【新たな障害者計画の基本的視点】

- 1 障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けて、社会のあらゆる場面のアクセシビリティを向上させるとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供により、差別を解消する取組を推進する。
※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行等を踏まえ、「障害者のアクセシビリティの向上」に取り組む。
※障害者差別解消法の一部改正や広島市障害者差別解消条例の施行等を踏まえ、「障害を理由とする差別の解消」に取り組む。
- 2 障害者のライフステージに沿って、住み慣れた地域や生活の拠点における、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を受けつつ、安心して自立した生活ができる環境や支援体制を整備する。
※国の第5次障害者基本計画の「障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施する。」を反映させる。
- 3 障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。
※障害者権利条約の背景にある「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方を尊重した現行計画を踏襲する。

広島市障害者計画〔2024－2029〕 骨子案の概要

4 計画の重点項目

計画の基本理念及び基本的視点に基づき、新たな障害者計画で重点的に取り組む事項

基本的視点1

差別の解消と権利擁護の推進

- ・ 障害及び障害者への理解促進のための一層の周知・啓発
- ・ 広島市障害者差別解消推進条例に基づく、障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進
- ・ 虐待の防止についての取組

情報保障・意思疎通支援の充実

- ・ 情報の取得・利用等におけるアクセシビリティの向上
- ・ 障害の特性に配慮した情報保障や意思疎通支援の充実

住み慣れた地域や生活の拠点での安心・安全な暮らしの確保

- ・ 医療・福祉の支援を担う人材の確保と質の向上
- ・ 医療的ケア児、重症心身障害児者への支援の充実
- ・ 乳児期から高齢者になるまで、住み慣れた地域や生活の拠点で安心して安全に暮らせるよう、切れ目のない相談支援やサービスの提供
- ・ 病院・施設から地域への移行を支援するサービスの充実
- ・ 災害等の非常時において、より困難な状況に置かれる障害者が受ける影響やニーズに留意した施策の推進

基本的視点2

社会参加や就労による活躍の支援

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした障害者スポーツの振興や文化芸術活動の促進
（障害の有無に関わらず誰もがスポーツに親しむことができる機会の充実、読書環境整備などによる障害者の文化芸術活動の促進）
- ・ 障害者が生き生きと活躍できる職場づくりや雇用環境の整備を促進（障害者にとってのディーセント・ワークの創出）
- ・ 本市及び本市の関係機関における障害者雇用の拡大
- ・ 職場開拓や定着支援のための県と連携した就労・生活支援センターの充実
- ・ 障害者が地域づくりの支え手となるような地域交流の場づくりへの支援

基本的視点3

広島市障害者計画〔2024－2029〕 骨子案の概要

5 計画の施策の柱

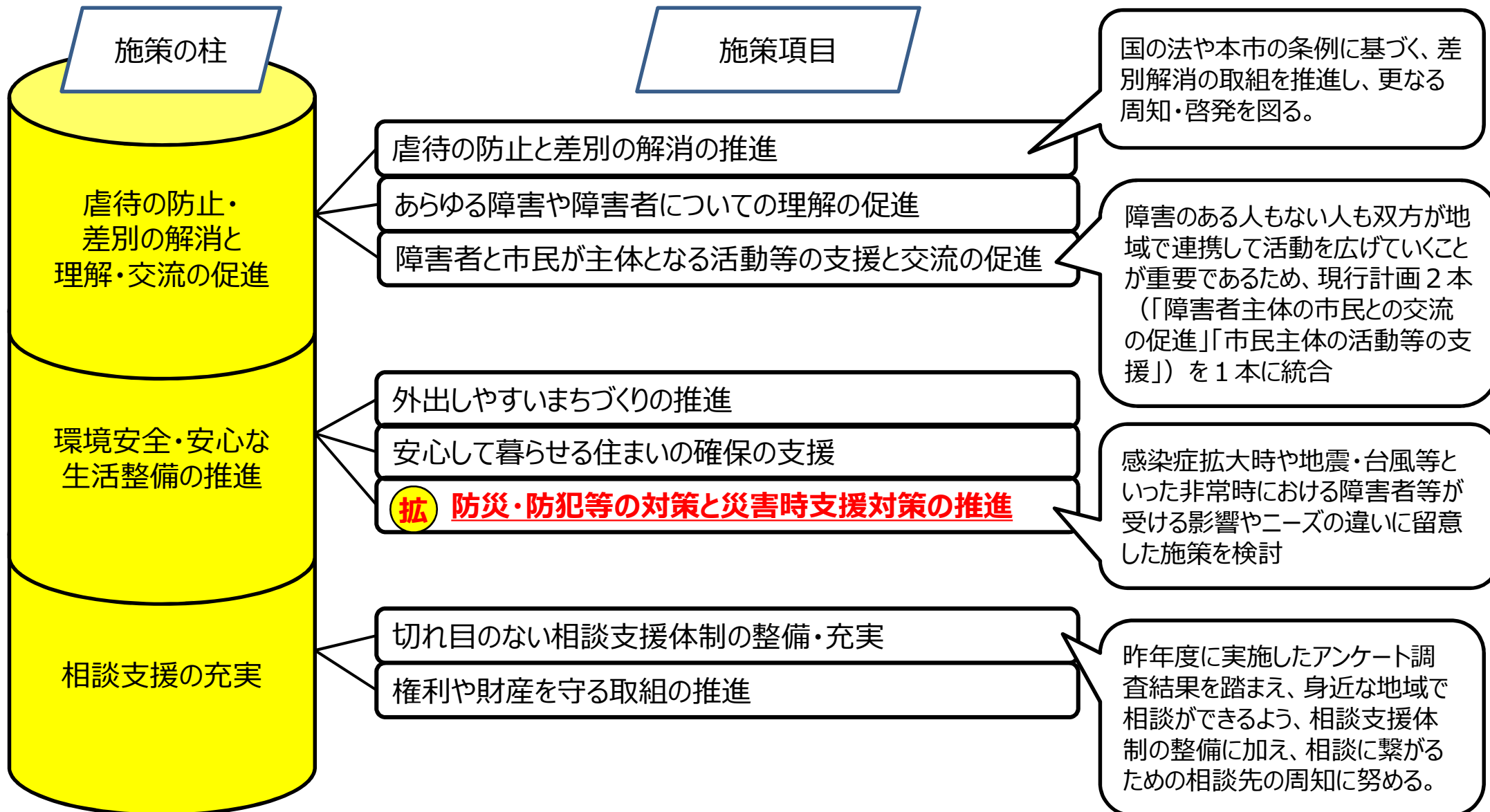
・現行計画の柱を踏襲しつつ、持続可能な開発目標（SDGs）を関連付け、その達成に向けた施策を展開・実施する。

施策の柱 ※現行計画を踏襲		各SDGsの関連理由					
①	(1)虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 10 人や国の不平等 をなくそう	5	合理的配慮とは、障害の状態や年齢・性別に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ適切な変更又は調整		
		 16 平和と公正を すべての人に	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	10	差別解消		
	(2)安心・安全な生活環境整備の推進	 3 すべての人に 健康と福祉を	 10 人や国の不平等 をなくそう	 11 住み続けられる まちづくりを	16	虐待防止	
					3	福祉のまちづくり	
		(3)相談支援の充実	 3 すべての人に 健康と福祉を	 10 人や国の不平等 をなくそう	 16 平和と公正を すべての人に	10	障害者の人権などの権利擁護
						16	障害者の人権などの権利擁護
(4)地域生活支援の充実	 3 すべての人に 健康と福祉を	 10 人や国の不平等 をなくそう		3	福祉サービス、療育、医療など		
				10	障害特性に配慮した情報保障サービスの提供		
②	(5)発達支援と教育の充実	 3 すべての人に 健康と福祉を	 4 質の高い教育を みんなに	 10 人や国の不平等 をなくそう	3	乳幼児や妊産婦の健康診査、療育や医療的ケア児への支援	
					4	自立に向けた教育の実施(特別支援教育など)	
					10	インクルーシブ教育の概念	
(6)活躍支援の充実	 1 貧困を なくそう	 4 質の高い教育を みんなに	 8 働きがいも 経済成長も	1	障害者の収入の低さの問題		
				4	スポーツ・文化芸術活動などの幅広い学習		
				8	ディーセント・ワークの概念		

広島市障害者計画〔2024－2029〕 骨子案の概要

6 計画の施策項目①

- ・現行計画を踏襲しつつ、障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえた施策とする。
- ・**拡**については、施策の充実を図るに当たって、新たな視点等が加わるもの



広島市障害者計画〔2024－2029〕 骨子案の概要

6 計画の施策項目②

- ・現行計画を踏襲しつつ、障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえた施策とする。
- ・**拡**については、施策の充実を図るに当たって、新たな視点等が加わるもの

